

最高裁判所（第二小法廷） 平成●●年（○○）第●●号 裁決取消請求上告事件

国側当事者・国（国税不服審判所長）

平成26年6月13日棄却・確定

（控訴審・東京高等裁判所、平成●●年（○○）第●●号、平成26年1月15日判決、本資料264号－200・順号12581）

（第一審・さいたま地方裁判所、平成●●年（○○）第●●号、平成25年8月21日判決、本資料263号－256・順号12380）

決	定
上告人	甲
被上告人	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
同指定代理人	武藤 政男

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成26年6月13日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 千葉 勝美

裁判官 小貫 芳信

裁判官 鬼丸 かおる

裁判官 山本 庸幸